

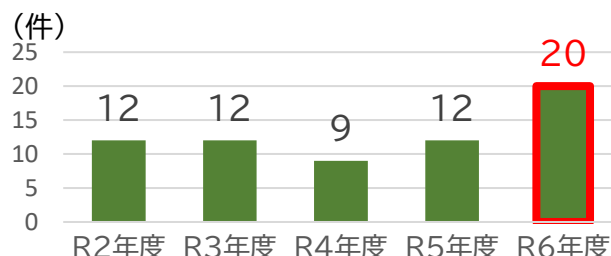
昨年度、地下埋設物事故が多発しました



令和5年度は12件だった地下埋設物事故が、**令和6年度には20件に急増し**、2倍近くとなりました。この件数は過去数年間と比べても最多です。

地下埋設物がある場所での作業では、必ず管路の位置を確かめ、適切な手順で作業を進めましょう。

過去の地下埋設物事故件数



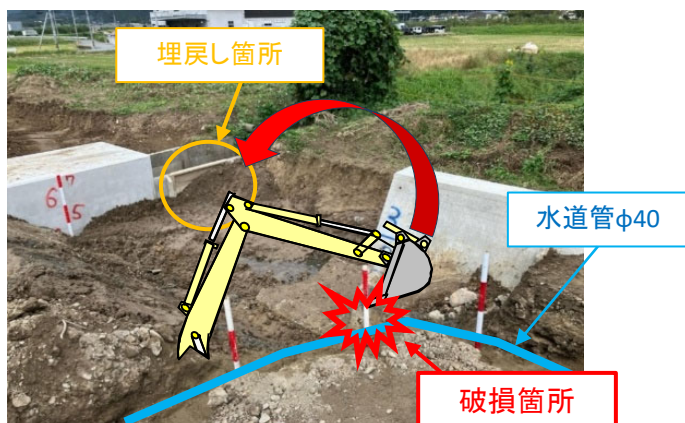
事事故例① 計画外掘削で埋設管を破損

【事故概要】

水路側壁の埋戻し作業において、施工計画では場内に仮置きしている土砂で埋戻す計画であったが、水路側壁の転倒を防止するため、**取り急ぎ、周辺土砂での埋戻しを行った際に水道管を破損させた。**作業員は埋設管の存在を認識していたものの、もっと深くに埋設されていると思い、周辺土砂を利用しようと掘削した。

【主な要因】

計画していない箇所で掘削作業を実施した。



事事故例② 埋設物の深さを確認せず埋設管を破損

【事故概要】

バックホウによる床堀作業で下水道管（取付管）を破損した。舗装面に埋設管の位置をマーキングをしていたが、**機械掘削から手掘りに切り替える深さが明確でなく**、作業員の判断でバックホウ掘削を継続した結果、埋設管を破損した。

【主な要因】

掘削作業を行うにあたり、埋設管の深さを確認しなかった。



わずかな不注意が事故を招きます。現場の関係者により埋設物の位置や種類、形状、離隔などを確認し、安全を確保することが大切です。

作業時の熱中症対策が強化されます

～ 適切な対策を実施し、熱中症による事故を防ぎましょう～

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、**労働安全衛生規制の一部が改正**されました。（施行日 令和7年6月1日）

内容を確認し、適切な対応を講じましょう。

改正の概要

以下 1、2 の事項を事業者[※]に義務付ける

1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

①「熱中症の自覚症状がある作業員」

②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を**事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知**すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

②作業からの離脱、身体のコールド、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順

などの情報を、**事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知**すること

※暑さ指数（WBGT）28以上、又は気温 31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの



詳しくは、厚生労働省のリーフレットをご覧ください

医療機関への搬送、判断に迷う場合等は、**# 7119** に相談しましょう

7119に電話すると、医師、看護師、相談員が話を伺い、病気やケガの症状を把握して、救急車を呼んだ方がいいか、急いで病院を受診した方がいいか、受診できる医療機関はどこか等を案内します。

※全ての地域で実施されているわけではないため、事前に実施エリアを確認してください。

7119は総務省消防庁より実施されている救急安心センター事業です。



ウェアラブルデバイス等を活用して、熱中症の兆候を発見しましょう

ウェアラブルデバイスとは、身につけて使えるIoT機器のことです。

センサー機能がついているものなら、体温・脈拍数などのバイタル情報を読み取り、管理者等にデータを送るといった使い方が可能です。作業員の体調変化を素早く察知できるので、警告や休憩を促したりするなど、熱中症対応策に役立てられます。

※あくまで一例です。各現場に合致した対策を検討ください。



熱中症対策スマートウォッチ
NETIS登録番号：KT-230241-A
出典：NETIS